

上尾市訓令第 9 号

本 庁
出 先 機 関
上尾市男女共同参画推進本部
上尾市人権施策推進会議
上尾市男女共同参画庁内推進会議

上尾市男女共同参画推進本部設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市男女共同参画推進本部設置規程等の一部を改正する訓令
(上尾市男女共同参画推進本部設置規程及び上尾市人権施策推進会議設置
規程の一部改正)

第 1 条 次に掲げる訓令の規定中「子ども未来部長」を「こども未来部長」
に改める。

- (1) 上尾市男女共同参画推進本部設置規程 (平成 1 4 年上尾市訓令第 1 9
号) 別表
- (2) 上尾市人権施策推進会議設置規程 (平成 1 6 年上尾市訓令第 1 3 号)
別表

(上尾市男女共同参画庁内推進会議設置規程の一部改正)

第 2 条 上尾市男女共同参画庁内推進会議設置規程 (平成 2 2 年上尾市訓令
第 3 号) の一部を次のように改正する。

別表中「子ども未来部子ども支援課 子ども未来部保育課」を「こども
未来部こども支援課 こども未来部保育課」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。